
「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」
の一部改正について

日証協・平 20・4・15

本協会では、4月15日の自主規制会議において、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正した。

本協会では、平成20年4月28日付で公表された、日本公認会計士協会の「業種別監査委員会報告第28号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」の改正について」及び「業種別委員会報告第40号「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」（以下「日本公認会計士協会の当面の取扱い等」という。）¹において、金融商品取引法第43条の2第3項の規定により、平成20年9月29日までの一時点又は一定期間に対する金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に関する検証業務等を監査法人等が行う場合の取扱いが定められたことに伴い、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部について改正を行ったものである。

本規則改正は、日本公認会計士協会の当面の取扱い等の適用の日（平成20年4月28日）から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は以下のとおりである。

¹日本公認会計士協会の当面の取扱い等については、同協会ホームページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/2840_1.html）で公表されております。

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」 の一部改正について

平成 20 年 4 月 28 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 20 年 4 月 28 日付で公表された、日本公認会計士協会の「業種別監査委員会報告第 28 号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」の改正について」及び「業種別委員会報告第 40 号「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」（以下「日本公認会計士協会の当面の取扱い等」という。）において、金融商品取引法第 43 条の 2 第 3 項の規定により、平成 20 年 9 月 29 日までの一時点又は一定期間に対する金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に関する検証業務等を監査法人等が行う場合の取扱いが定められたことに伴い、別紙のとおり、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

○ 第 2 条第 1 項

（１） 日本公認会計士協会の当面の取扱い等の制定に伴う対応

- ・ 平成 20 年 9 月 29 日までの一時点又は一定期間に対する監査法人等による分別管理監査の取扱いを定める日本公認会計士協会の「業種別委員会報告第 40 号「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」」が新たに定められたことに伴い、同報告名を追加した。

（２） 分別管理監査の業務の明確化

- ・ 会員が受検しなければならない、分別管理監査の業務の種類について、分別管理の法令遵守に関する検証業務、分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務又は合意された手続業務であることを明確化した。

3. 施行時期

この改正は、日本公認会計士協会の当面の取扱い等の適用の日（平成 20 年 4 月 28 日）から施行する。

以 上

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 4 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧
(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「<u>業種別委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』</u>（平成 20 年 4 月 28 日）」及び「<u>業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』</u>（平成 20 年 4 月 28 日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による<u>分別管理の法令遵守に関する検証業務、分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）</u>を受けなければならない。 2 } 3 } (現行どおり) 4 } 付 則 この改正は、日本公認会計士協会「業種別委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』（平成 20 年 4 月 28 日）」及び「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』（平成 20 年 4 月 28 日）」の適用の日から施行する。	(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「<u>業種別監査委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』</u>（平成 14 年 11 月 6 日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による<u>検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（次項において「分別管理監査等」という。）</u>を受けなければならない。 2 } 3 } (省 略) 4 }